令 和 7 年 度 事 業 計 画

自 令和　7年　4月　1日
至 令和　8年　3月３１日

我が国経済は、一部に足踏みが残るものの回復しているが、欧米における高い金利水準の継続など海外経済の下振れリスクを抱えている。

バス事業については３年間にわたるコロナ禍の後、運転者数の減少が顕著化したことに加え昨年４月からは働き方改革として拘束時間の縮減などが行われ、一層人手不足が深刻化した。その影響は路線バスの便数削減や路線廃止にまで及んでおり、貸切バスについても修学旅行の円滑な実施の妨げとなる状況が生じている。

事業ごとにみると、乗合バス事業については一般路線、高速バスともに輸送人員はコロナ禍前までの水準には戻っておらず、依然として厳しい収支状況にある。このため、運賃改定により、収支改善に努め、労働条件の改善による人材確保が求められる。また、貸切バス事業についてもコロナ禍前の状況には回復せず、令和5年秋に改定された公示運賃の実施等により、収支の改善、人材確保に取り組む必要がある。

バス事業にとって最重要課題である安全確保について、会員各社とともに業界が一丸となって取組みを進めるとともに、安全運転の中核をなす運行管理の強化やASV装置の普及に取り組むこととする。令和7年度分の申請から開始される貸切バス安全性評価認定制度の抜本改正の実施に向けて、バス事業者に加えて、利用者、旅行会社などへの改正内容の周知を強化する。

また、カスタマーハラスメントはバス乗務員に過度なストレスを与え、安全輸送にも悪影響を及ぼしかねない重大な問題であり、その防止について利用者に強く訴求する取組みを強化する。

こういった厳しい環境下にあるバス業界にとって各種法制度への対応、輸送サービスの改善対策、生活路線維持対策、安全輸送対策、環境対策、交通バリアフリー対策、安全防災対策等多くの対処すべき課題を抱えており、当協会としては、このような諸課題に対処し、会員事業者とともにバス事業の公共的使命を達成できるよう、令和７年度には、下記の各事項を重点として積極的に取り組むこととする。

記

１．バス事業関係諸制度等への対応

道路運送法、新たな補助制度である地域公共交通確保維持改善事業や、交通政策基本法等の諸法制度への円滑な対応と、運用の把握・情報の提供に努めるとともに、

必要に応じ、国、地方公共団体等関係機関へのバス業界の意見・要望等を反映することに努める。

２．乗合バス事業の活性化対策の推進

（１）地域公共交通会議等に参画し、自治体の運営するコミュニティバス等についてバス業界としての意見・要望の反映に努める。

（２）地方生活路線の維持、バス活性化を図る事業に対しての補助・助成措置の確保に努めるとともに、バス関係税制等についても適切な対応を行う。

（３）バスの利用促進及び利用者の利便性の向上を図るため、バスロケーションシステム「バスどこ大分」「バスなび大分」「バス停大分」「大分県オープンデータ」の運営を行う。

（４）バス路線の活性化など各地で実施されている諸事例等の情報の収集及び提供を行う。

３．貸切バスの諸問題対策の推進

（１）新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ需要の回復に向けて旅行業界等と連携して取り組む。

（２）貸切バスの新運賃・料金制度の定着を進め、貸切バス委員会等を通じ情報交換や協調による業界の秩序の維持に努めるとともに、必要に応じ関係機関への周知を図る。

（３）大分駅の大分市要町貸切バス駐車場予約管理運営について大分市の業務委託を受け、収益事業として業務を継続するとともに同駐車場の円滑な運営に努める。併せて貸切バスの路上駐車防止対策の推進に努める。

４．貸切バスの適正化事業について

昨年度に引き続き「九州貸切バス適化センター」より委託を受け巡回指導を実施する。また、今後も会員貸切バス事業者の安全への取組をサポートするため従来通り適切なアドバイスを実施する。

５．安全輸送対策の推進

（１）令和７年度のバス事業の事故防止については、交通事故の現状を踏まえ、国が令和３年６月に策定した「バス事業における総合安全プラン２０２５」の目標達成に向けて、各種交通安全運動、バス無事故運動の推進とともに、事故防止の為の諸施策の実践を図り、安全輸送の確立と交通事故防止に努める。

特に交差点での右左折時に横断歩行者を確実に確認するために横断歩道の

手前で一旦停止を徹底するため、街頭での運転者への指導に努める。

また、引き続き高齢歩行者や自転車対策等について関係機関と連携協力して取り組む等、重大事故の削減に万全を期す。

（２）安心して利用できる貸切バスを目指して「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の周知や情報の伝達に努め、制度の円滑、適正な実施と認定取得事業者の拡大に努める。

（３）「飲酒運転防止対策マニュアル」に基づき、全ての会員事業者が飲酒運転防止のための万全の対策が図られるよう内容の周知徹底を図る。

また、秋の全国交通安全運動時に合わせ、「飲酒運転防止週間」を設定するなど、業界をあげて飲酒運転の根絶に取り組む。

（４）バス事故の３割を占める車内事故防止を推進するため、高齢者を中心に啓発活動及び運転者の安全運行の徹底を図る。

また、車内事故防止キャンペーンを実施し、利用者へ「ゆとり乗降」の啓発及び運転者に対する「ゆとり運転」による安全運行の徹底を事業者に促す。

（５）シートベルトの着用については、軽井沢スキーバス事故を受けて取組を進めているが、引き続きバス出発時の案内等の実施について事業者に取組を促す。

（６）バスジャック、テロ対策等危機管理対策に万全を期するため、「バスジャック統一対応マニュアル」の再徹底及びテロ等関連通達の周知徹底を図るとともに、緊急連絡手段の整備促進に努める。

（７）大規模な地震等災害に対処するため、国、地方自治体とも協力し、危機管理・安全防災対策の整備・強化に努める。

６．人と環境にやさしいバスへの取り組みの推進

（１）交通バリアフリー法に適合するバス車両への代替を、国等の補助・助成制度を活用し推進を図る。

（２）国の「ディーゼルクリーンキャンペーン」への協力、エコドライブやアイドリングストップ運動の推進に取り組むとともにバス事業の「グリーン経営認証制度」の周知・普及に努める。

（３）地球温暖化防止対策として、公共交通機関への利用転換推進のため地方公共団体等との連携を強化するとともに、ノーマイカーデーなどの施策への協力を推進する。

７．運輸事業振興助成交付金の適切な運営

バス事業の安全・快適な輸送を確保するための安全運行対策、輸送諸施設の整備や輸送サービスの向上に向けた共同・助成事業等を推進する。

また、今年度も脳のＭＲＩ・睡眠時無呼吸症候群の検査に助成し健康管理に起因する事故防止に努める。

８．労働問題への対応

（１）昨年４月に改正された働き方改革に関連する労働基準法等について、周知活動を通じ、適切な運行管理や労働災害防止の推進に努める。

（２）バス運転士不足問題について、国及び地方公共団体に対して人材確保の支援等を働きかけるとともに補助金を活用し「バス運転士募集イベント」を開催するとともに職場環境の改善のため施設整備を行いバス運転士の確保に努める。

（３）日本バス協会が、令和６年９月にカスタマーハラスメント（カスハラ）に対する基本方針を策定し会員事業者に周知した。今年度は、バス乗務員に過度なストレスを与え、通常業務にも支障をきたし、安全輸送にも悪影響を及ぼしかねないカスハラ行為を無くすため、関係機関と協力し利用者への周知等の取組みを進める。

９．広報活動の推進

（１）「バスの日」等を活用し、バスへの親しみとバス事業への理解を深めてもらう為、街頭活動・放送・新聞広告等の広報啓発を積極的に推進する。

（２）バス業界の現状及び取り組み等について情報提供に努める。

10．その他

（１）日本バス協会及び諸官公庁等との連絡体制の強化、通達等諸情報の収集及び迅速な伝達に努める。

（２）永年勤続優良従業員及び運転者に対する会長表彰を行う。

（３）各種研修・講習会等の開催及び教育・研修用教材等の会員への提供に努める。